

○薬局、一般販売業及び卸売一般販売業における試験検査について

(平成一〇年三月三十一日)

(医薬企第二八号)

(各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局企画課長通知)

今般、薬局等構造設備規制(昭和三六年厚生省令第二号)の一部改正により、薬局、一般販売業及び卸売一般販売業(以下「薬局等」という。)における試験検査設備及び器具の薬局及び店舗への設置の義務を緩和したところであるが、これについての考え方は以下のとおりであるので、御了知の上関係各方面に対し周知徹底及び指導方よろしく御配慮願いたい。

記

(一) 薬局等における試験検査そのものについては、薬事法施行規則第一条及び第二九条の三によりその実施が義務づけられているものであり、今回の改正はこれを廃止するものではないこと。

したがって、具体的な設備及び器具の設置の義務づけはないとしても、薬局等において自ら、又は厚生大臣の指定する試験検査機関等に委任して試験検査を行うべきことについては何ら変更がないこと。

なお、試験検査の実施方法等については、「薬事法の一部を改正する法律の施行について」(昭和三五年一〇月九日薬発第一三三〇号薬務局長通知)第一の二を参照されたい。

(二) 薬局等構造設備規則第一条第九号に規定する「支障がなく、かつ、やむを得ないと認められるとき」については、「薬局等構造設備規則及び薬事法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(昭和三六年六月一日薬発第四六二号薬務局長通知)の第一の(六)を参照されたいこと。